
令和3年度第12回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和4年3月11日(金) 13時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	横山	和男				
会長職務代理者	13番	西村	辰寿	14番	西田	悦子	
委員	1番	平木	正紀	2番	明治	良一	
	3番	今井	光秋	4番	綾木	晴子	
	5番	小林	孝	6番	谷尾	友枝	
	8番	田中	正則	9番	山寄	幸臣	
	11番	山根	祐一				

○農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	手見野	大樹		
	荻原	晴雄	栄田	正温		
	井上	善雅	佐藤	洋一		
	山本	知司	上月	清		
	保田	公範	公賀	義高		
	白岩	義広				

4. 欠席委員 小椋 武 中田 典昭 上田 正人 西村 昭二 竹内 俊雄

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 8番 田中 正則 9番 山寄 幸臣
- 第2 報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
 - 2 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
 - 3 農地法施行規則第29条の規定による転用届について
 - 4 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 第5 議案第3号 非農地証明について
- 第6 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について
- 第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について
- 第8 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について
- 第9 議案第7号 令和4年度農作業標準賃金の決定について
- 第10 その他

農業委員会事務局職員 事務局長 藤田 博之 副主幹 尾崎 千穂
主 事 櫻田 康太

6. 会議の概要

局長

開会（13時30分）

本日の欠席者は、小椋委員、中田委員、上田推進委員、西村推進委員、竹内推進委員の5名です。

農業委員 出席者数 12名

農地利用最適化推進委員 出席者数 11名

定足数に達していますので、令和3年度第12回八頭町農業委員会を始めます。

今回もコロナウイルス予防対策のため「農業委員会憲章唱和」は省略させていただきます。

開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、8番 田中正則委員、9番 山寄幸臣委員をお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようでしたら事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を4件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は10件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。8ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は20件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

報告3 農地法施行規則該当転用届を受理しましたので報告します。12ページをご覧ください。今月は1件です。200㎡未満の農業用倉庫及び駐車場です。内容は問題なしということで受理しました。

報告4 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。3件の該当事業がありました。13ページをご覧ください。

国土交通省橋梁補修工事資材置場の期間延長、県河川災害復旧工事仮設道路、土砂仮置場及び資材置場です。事業内容が確認で

事務局	きましたので、問題なしと判断し受理しました。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	<p>続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。</p> <p>受付番号28-1について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請審議について。議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号28-1について説明をします。</p> <p>【議案第1号 受付番号28-1 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 久能寺地内</p> <p>登記地目：田 現況地目：田</p> <p>面積 744 m²</p> <p>権利の種類は、所有権移転売買です。</p> <p>理由につきましては、譲渡人は鳥取市に在住であるため所有する農地をどなたかに売り渡したい意向があり、申請地の周辺の方に声を掛けたところ、譲受人と売買の話がまとまったものです。譲受人は申請地の隣地に親族が所有する家があることもあり、この度購入されたいとのことでした。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は概ね年間を通じて農業に従事しておられます。所有する農地では主に水稻と野菜を栽培されており、この度取得される農地も野菜を栽培される予定です。通作については、自宅から概ね9km程度であり問題はないと思われまます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、60年以上農業に従事されておりますので、問題はないと思われまます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は20アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、51アールあり問題はありません。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では野菜を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p>
議長（会長）	この件につきましては、9番 山寄幸臣委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

山寄委員	9番、山寄です。番号28-1についての調査報告を致します。3月2日にそれぞれ申請人である譲受人、譲渡人に連絡を取ろうと思いましたが、ともに共通の代理人を立てておられましてその代理人は行政書士である●●さん。その方に電話で聞き取り調査を行いました。その結果は先ほど事務局から説明がありましたとおりです。問題はないと思いますので皆様審議よろしく申し上げます。
議長（会長）	お世話になりました。この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号29-2について事務局は説明をお願いします。
事務局	受付番号29-2について説明をします。 【議案第1号 受付番号29-2 朗読後、説明】 土地の所在地 池田地内 登記地目：田 現況地目：畑 面積 537㎡ 権利の種類は、所有権移転売買です。 理由につきましては、昭和62年に完了したほ場整備以降、●●●●実行組合で管理していた農地を払下げることが決まり、買受希望のありました譲受人に売買することで話がまとまったものです。 農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は所有農地で主に水稻と野菜を栽培されています。通作については、自宅から徒歩5分程度であり問題はないと思われます。 農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、20年以上農業に従事され、冬場を除いて年間を通じて農作業に従事されておりますので、問題はないと思われます。 次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は20アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、72アールあり問題はありません。

事務局	最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では野菜を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。
議長（会長）	この件につきましては、9番 山寄幸臣委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
山寄委員	9番、山寄です。番号29-2について調査報告を致したいと思えます。先ほど事務局から説明がありましたとおりです。この農地の譲渡人。これは個人名義になっておりますけれども実行組合の団体名で登記ができないことから代表者の●●さんの名前で登記しておりました。今年の実行組合の総会でこの農地を処分することが決まりました。一定の要件のもとで入札が行われ譲受人が落札されました。問題はないと思えますのでよろしくをお願いします。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 以上で議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終了します。
事務局	<p>続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。 受付番号13-1について事務局は説明をお願いします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について。 受付番号13-1について説明をします。</p> <p>【議案第2号 受付番号13-1 朗読後、説明】 土地の所在地 隼郡家地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 1,183 m² 所有権移転による事業敷地を目的とした転用です。 場所、図面など資料については、議案書の3ページから6ページ</p>

事務局

ジに付けています。

場所については、議案書の3ページから5ページに図面を付けていますが、隼郡家集落の西に位置する農地になります。土地利用計画図は6ページに付けています。

転用理由につきましては、事業規模を拡大するため、新たに200台分の中古農業用機械置場を整備したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、10ha以上の一団の農地で、第1種農地に該当します。許可根拠は既存施設の拡張です。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関通帳の写しを確認しました。

また、譲受人は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側は里道、西側と北側は水路、南側は畑に隣接しており、同意は得られています。雨水は農業用水路へ放流します。水利権者の同意は得られています。

日照、通風についてですが、建築物はないため周辺農地への影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上です。 【スライド現地説明】

議長（会長）

この件につきましては、13番 西村辰寿委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

西村委員

西村です。議案第2号13-1について調査報告をさせていただきます。3月2日に現地調査を行いました。同日に本議案の双方の代理人であります行政書士の●●氏に聞き取りをさせていただきました。当該農地は写真ではわかりにくいのですが河川の堤防と隣接農地の法面と譲受人の会社の法面に囲まれた3メートルくらい落ち込んだくぼ地の中にございます。そういう中で耕作をしておられましたが非常に便利が悪いと。ということでこの度、譲受人の会社が仕入れを行った中古農機等の置場が手狭となったため置場を広げて整備し、事業規模拡大を図りたいと思っておられて、一方、譲渡人は

-
- 西村委員 河川沿いの不便な農地を譲渡して縮小をはかりたいと思っておられたところで、両者の意向が一致したところでございます。審議のほどよろしく申し上げます。
- 議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。今井委員どうぞ。
- 今井委員 今井です。現在の敷地のほかに200台くらい置くのですか。この会社の中身の話になりますが販売状況がよいとか販売先は海外であるとか状況はわかりますか。
- 議長（会長） 西村委員どうぞ。
- 西村委員 中古農機は日本の中ではほとんど売れない状況で海外に出すのがメインです。2割か3割が国内で残りは海外になります。
- 今井委員 油漏れ、土壌汚染等が心配です。
- 西村委員 中古を仕入れてきて山積みにして若干整備し、洗ってきれいにして海外に出す。そういう会社もあるようですがここは違ってある程度見栄えも良いと思います。
- 議長（会長） 上月推進委員どうぞ。
- 上月推進委員 推進委員の上月です。先般より町議会ほかいろいろな面から農地の転用について指摘なりなされておりますけれどもここは第1種農地ですが、作るのに面倒な土地であることはわかりますが、転用することについていかがなものかと思えます。安易に転用するとまたこういった事案が起こりかねないのではないかと思います。できるだけこの場で審議していただいてできちんとした答弁ができるような取り組みをやっていただきたいと思えます。もう少し審議していただければと思えます。以上です。
- 西村委員 ここは第1種農地であることから私も事務局に転用可能な理由を確認しました。この土地は農振の除外地であり既存の敷地も農地転用許可された経過もあり、本件も要件を満たしているとのことからやむを得ないと思ひ私も了解しました。
- 議長（会長） 第1種農地でも農振の除外地です。第1種農地でも条件は良くなく耕作しにくい。上月推進委員のおっしゃるような第1種農地で誰でも買いたいような農地であれば賛成できないこともあると思いま
-

議長（会長）	す。今回は地権者の方と買い手の方の話がついている状況を踏まえ農地以外に利用してもらうことについて審議いただければと思います。
上月推進委員	私ばかりでなく皆さんが納得されればいいと思います。いかなる場合もきちんとした答弁ができる体制づくりをしておけば今後も変わった事案がないんじゃないかと思います。
事務局	補足をさせていただきます。先ほどの説明の中でも許可根拠を述べさせていただきました。過去に転用許可がでていところ、既存施設の拡張でございます。この説明を読み上げますと「既存施設の機能の維持・拡充等のための既存の施設に隣接する土地において整備される施設。拡張部分の敷地面積が既存敷地面積の2分の1を超えないものに限る」でございます。これにより許可が可能と判断し提案をさせていただいたところです。
議長（会長）	その他ございませんか。今井委員どうぞ。
今井委員	土壌汚染対策について条件を付けてはどうでしょうか。油が漏れたりすると思いますが。
西村委員	事業者の責務としてそういった対策は行われます。こちらが条件を出すものではないと思います。中古ですので当然オイルも漏れると思います。オイルをためる設備がありそれを処理することとなります。
議長（会長）	今井委員が心配されることもわかりますが事業者もそういったことを考慮した対策をされることと思います。大雨等による災害が起こることもあるかもしれませんが想定外のことまでは考慮できないと考えます。
西村委員	現地調査に行った時に譲受人がおられましてオイル漏れの処理について伺ったところ「当然です。」との回答を受けました。やられると思います。
議長（会長）	その他、ございませんか。無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）

議長（会長）

賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。
 以上で議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。

続きまして、日程第5 議案第3号 非農地証明について審議を行います。受付番号8-1について、事務局は説明をお願いします。

事務局

議案第3号 非農地証明について説明します。
 議案書の7ページをご覧ください。
 これは農地法第2条第1項に規定する農地以外の土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。受付番号8-1について説明します。

【議案第3号 受付番号8-1 朗読後、説明】

土地の所在地：下坂地内
 登記地目：畑 現況地目：宅地
 面積：84 m²
 土地の所在地：下坂地内
 登記地目：田 現況地目：宅地
 面積：196 m²

場所につきましては、下坂集落内の宅地になります。
 理由につきましては、申請地は大正13年と昭和54年に建物課税が開始されており、平成17年の市町村合併以前より宅地として利用されています。
農地基本台帳にも登録されておらず、農地パトロールの対象にもなっておりません。現在は農振農用地区域外の宅地の状態です。

現地確認を綾木委員、明治委員、栄田推進委員にお願いしました。

以上です。 【スライド現地説明】

議長（会長）

この件につきましては、4番 綾木晴子委員に事前調査をお願いしておりますので、報告をお願いいたします。

綾木委員

4番綾木です。8-1について調査の報告をいたします。今回の非農地申請につきまして、3月7日に先ほど事務局の報告にもありましたが、明治委員、栄田推進委員、事務局と4名で現地確認を行いました。事務局の説明のとおり全体が宅地となっており、農地として利用されていないことを、全員で確認しました。かなり以前から宅地として利用されており、台帳に登録もされていないとのことですので、非農地で問題ないと考えます。よろしくお願いたします。

議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 以上で非農地証明の申請についての審議を終了します。
	続きまして日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書の11ページをご覧ください。 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。 八頭町長から令和4年2月28日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。 今月は通常の利用権が、新規8件、更新4件、合計12件です。面積は、田が21,027㎡（15筆）、畑が494㎡（1筆）で、合計21,521㎡（16筆）です。 また、中間管理事業分が、新規16件、更新26件、合計42件です。面積は田が115,572㎡（69筆）、畑が12,729㎡（7筆）で、合計128,301（76筆）㎡です。 すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上です。
議長（会長）	通常の利用権設定分、受付番号119-1から130-12について審議を行います。事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	賛成多数と認めます。通常の利用権設定分 受付番号 119-1 から 130-12 について、申請どおり決定します。 続きまして、中間管理事業分 受付番号 266-1 から 307-42 について審議を行います。 この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	賛成多数と認めます。中間管理事業分 受付番号 266-1 から 307-42 について申請どおり決定します。 以上で議案第4号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。 続きまして、日程第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書の19ページをご覧ください。 議案第5号 農用地利用配分計画案について説明します。八頭町長より令和4年2月28日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。整理番号405-1から492-88について説明します。 先ほどの議案第2号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 128,301 m ² (76筆) と、既に機構へ貸付けられている農地 197,055 m ² (98筆) の合計 325,356 m ² (174筆) を借受け希望のありました地域の担い手へそれぞれ配分するものです。 地域の担い手法人7社へ 279,195 m ² (142筆)、その他12名の個人耕作者へ 46,161 m ² (32筆) を配分するものです。以上です。
議長 (会長)	それでは審議を行います。初めに、山根委員に関係する整理番号405-1、409-5、422-18、428-24、429-25、451-47、452-48、460-56と、安部推進委員に関係する整理番号407-3を除く、整理番号405-

議長（会長）	1 から 492-88 につきまして審議を行います。 これらにつきまして、質問意見はありませんか。今井委員どうぞ。
今井委員	※利用権を設定する農用地の土地の所在地に土地所有者を追記することができないか等、事務的な質問により記載を省略
議長（会長）	その他ございませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。山根委員に關係する整理番号 405-1、409-5、422-18、428-24、429-25、451-47、452-48、460-56 と、安部推進委員に關係する整理番号 407-3 を除く、整理番号 405-1 から 492-88 につきまして、申請どおり決定します。 続きまして、整理番号405-1、409-5、422-18、428-24、429-25、451-47、452-48、460-56についての審議ですが、これは山根委員に關係する案件ですので、八頭町農業委員会会議規則第10条の規定により山根委員は一時退席をお願いします。
	（山根委員退席）
	それでは整理番号405-1、409-5、422-18、428-24、429-25、451-47、452-48、460-56について審議を行います。この件に関して質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。整理番号 405-1、409-5、422-18、428-24、429-25、451-47、452-48、460-56 について申請どおり決定します。山根委員は入室してください。

議長（会長）

（山根委員入室）

続きまして、整理番号407-3についての審議ですが、これは安部推進委員に関係する案件ですので、八頭町農業委員会会議規則第10条の規定により安部推進委員は一時退席をお願いします。

（安部推進委員退席）

それでは整理番号407-3について審議を行います。この件に関して質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同

（全員挙手）

議長（会長）

賛成多数と認めます。整理番号407-3について申請どおり決定します。安部推進委員は入室してください。

（安部推進委員入室）

以上で日程第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。

続きまして、日程第8 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について審議をいたします。事務局は説明願います。

事務局

議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について説明します。議案書の38ページをご覧ください。

八頭町長から、令和4年2月24日付けで農業振興地域の整備に関する法律の規定による農業振興地域整備計画の変更について意見照会がありましたので、同法施行規則の規定により本委員会の意見を求めるものです。

【議案第6号 朗読後、説明】

なお、計画変更概要の説明は、町産業観光課、高木主幹が行います。

産業観光課 高木主幹	※高木主幹説明、内容省略
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
山本推進委員 山根委員 井上推進委員 田中委員	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用計画図について ・農業生産基盤の整備計画について ・農用地からの除外について ・農用地からの除外後の地目について ※高木主幹回答、資料等についての質問により記載を省略
議長（会長）	その他、意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。 以上で日程第8 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更についての審議を終了いたします。
事務局	続きまして、日程第9 議案第7号 令和4年度農作業標準賃金の決定について審議をいたします。事務局は説明願います。 議案第7号 令和4年度農作業標準賃金の決定について説明します。本日追加で配布しております議案書39、40ページをご覧ください。3月2日に八頭町農作業標準賃金検討会を開催いたしました。 本委員会からは、西村職務代理、西田職務代理に出席いただき、町J A各支店長、町産業観光課長、町内農業法人及び農業者等の地域ごとの代表、計10名で検討していただきました。 結果といたしましては、稲作関係は、鳥取県の最低賃金が、昨年の792円から821円へ引き上げられたことに合わせ、一般労務のみ、摘要に記載のとおり、1時間821円～1時間985円。標準金額6,570円～7,880円。とし、その他変更しない事務局案のとおり決定されました。 一般労務の標準金額の根拠としましては、鳥取県最低賃金に合わせ821円×8時間＝6,568円となることを、一の位を切り上げ、6,570円。最高金額につきましても、最低金額の2割増しの1時間当たり985円×8時間＝7,880円。としたところでございます。

事務局	<p>なお、委員の一部からは、人件費、燃料費高騰を考慮し、「耕起」「代かき」「機械田植」「コンバイン」の標準金額を100円程度引き上げるべきとの意見がありましたが、近隣市町が概ね据え置きしていること。米価下落による農家の負担増を考慮すべき等、据え置きの意見が大勢を占め、一般労務のみ引き上げ、その他は据え置きと決定されたものです。</p> <p>また、参考として各地域の作業委託とりまとめ状況が報告されました。郡家地域は、農業公社が。船岡及び八東地域は、JAが取りまとめていること。郡家及び八東地域は、標準賃金表のとおりの金額で、地域の農業生産法人が受託していること。船岡地域は、八頭船岡農場が受託し、独自の賃金表により作業を行っているとのことでした。</p> <p>果樹関係については、毎年3月中旬に行われる八頭郡果樹協会総会（郡家、八東、河原2、佐治）で決定される標準賃金を用いることを慣例としております。本年は、新型コロナウイルス感染予防のため書面決議で実施され、昨年と変更なしの提案であるとお聞きしておりますので、昨年と同額を記載しております。</p> <p>決定後につきましては、広報4月号にはさみこみ全戸配布、八頭町ホームページ掲載予定です。</p>
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。案のとおり決定といたします。</p> <p>以上で、日程第9 議案第7号 令和4年度農作業標準賃金の決定についての審議を終了します。</p>
	続きますして日程第10 その他について事務局よりお願いします。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ●八頭町振興審議会委員の推薦について ●違反転用案件について ●令和4年第3回八頭町議会定例会における一般質問について ●次回の農業委員会開催日時について <p>次回の農業委員会は4月12日（火）13時30分から船岡地区公</p>

事務局	民館大集会室で開催します。以上です。
議長（会長）	その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。
委員一同	（なし）
議長（会長）	無いようですので、以上で第12回農業委員会を終了します。 終了（16時00分）